を調査し始め、韓国内だけでなく国際的に取り上げられた。それをテーマとした演劇公演もあった。

このように、韓国では日本人の性暴行に対して恐怖感を強く持っているが、その一方で米軍に対しては非常に対照的で、それほど怨念を持っていないようである。それは米軍が朝鮮半島の平和と安全を守ってくれるという気持ちがあるからであろう。

韓国は、日本文化を性的低俗なものと決め、日本の大衆文化の輸入を堅く禁止していた。日本のように性風俗文化はそれほど一般化されていない。しかし私生児、妓生、売春、姦通（双罰罪）、側妻、性差別、妊娠中絶など性に関わる社会問題が多くある。これらは主に女性差別と関わっている。

韓国から日本の性風俗文化を見ると低俗紊乱のように見える。しかし一方では、直系家族などの構造が日本と韓国社会でよく似ており、相違と相似の点が混合している。これが互いに誤解しやすい要因になっているのである。

第五章　『日本軍慰安所管理人の日記』

本書を読むにあたって

日本が海外で売春業を行ったのは、「からゆきさん」などの事象からも明らかな事実である。しかし、日本植民地時代の朝鮮人も、朝鮮の中ではもちろん売春業を海外へ広げていったことが明らかになった。その例として、ビルマ（現ミャンマー）とシンガポールの慰安所帳場人の日記を検討して、日本軍と売春の関係を考察してみたい。

二〇一三年八月、韓国で『日本軍慰安所管理人の日記』（イスプ社刊）という本が発売され、大きな話題となった。当然、私の視線もそれに向けられた。韓国では日本軍による朝鮮人慰安婦強制動員の「決定的資料」だとして大きく取り上げられた。日本では毎日新聞だけが報じ、その日記の一部が紹介されたものの、おそらく研究者以外はほとんどこの本を知らないだろう。私は日韓関係を超えて、この日記の本質を知りたいと思った。

私はすぐにこの本を購入し、一読してから毎週行われる読書会のテキストとした。危険と思われるような本をテキストとすることに疑念を持つ人もいたが、私はそれこそ関心があると強く勧めた。そして以後、半年以上に渡って、詳しい注釈をつけながら、その記述を細かく検討してきたのである。

私はこの書を読むにあたり、日韓間の不和、和解、平和などの主義主張を一切考えないことにした。つまり政治的、国家主義、平和主義、植民地主義などの倫理性を排除して読むことにしたのである。

まず、「植民地は絶対悪」という前提では、研究ができないということを念頭におかねばならない。現在独立しているアジア、アフリカ、中南米、オセアニアの各国のほとんどが、かつては欧米列強の植民地であった。アジアの一部には日本の植民地もあったが、いくらそれを悪く言ったところで、その事実を事実として研究するのは当然のことである。

しかし韓国では、韓国を植民地にした日本は「絶対悪」であり、日本が韓国に対してもたらした実情や結果などにも触れない状況が続いた。学問とは本来、ナショ

ナリズムや愛国主義から脱皮しなければならない。それが真の「学問の自由」である。植民地研究には禁域やタブーが多くある。研究者たちはそれぞれ巧みに壁を超えることなく、避けながら研究する人が多い。

私が韓国で教鞭をとった八〇年代、日本に関して教師はまず日本の悪口を言ってから始めるのが一般的であった。その時の流行語に「孫子兵法」の「敵を知らないと勝てない」という言葉があった。私はそのような態度は卑怯と思い、講義の際に、日本植民地による教育の発展、米の品種改良、インフラ整備などに触れた。これは「絶対悪」という前提を壊すためであった。

それが私の苦労の始まりであった。残念ながらその状況は今も変わらず、むしろ日韓関係の悪化によって増幅されている。

日記出版の経緯

この日記は、一九四二年八月二十日からビルマとシンガポールにあった慰安所の「帳場」で働いていた朴氏（一九〇五～一九七九）が、一九四三年一月一日から一九四四年十二月三十一日までの二年間にわたって書いたものである。

韓国ではこの日記を「日本軍」による朝鮮人慰安婦強制動員の決定的資料としており、こうした資料は他にはない。単純に興味があったのと、やはり「日本軍による慰安婦強制動員が事実であるかどうか」をはっきりさせたかったので、ソウルで原本を探してみた。

ソウルから北上、板門店や私の故郷の方へ向かったのち、原本の所蔵者を探し当てた。所蔵者は坡州のタイム・カプセル博物館の館長であり、彫刻家の呉琛鉉氏であった。彼は昔、古本屋からこの日記を購入したという。彼が語ってくれたところによると、日記は三十六年分あり、そのうち二十六冊が呉氏のもとに保管されていた。全体を読むには数年かかるだろう。そこから慰安所関係のもの二年分を本にまとめ、公開したのが『日本軍慰安所管理人の日記』というわけである。

呉氏のご厚意により、原本を直接手に持って見ることができた。そして、「朴氏

「慰安所管理人の日記」原本（坡州・タイム・カプセル博物館　呉圭鉉氏所蔵）

日記所蔵者の呉圭鉉氏（左）と著者

の子孫に会わせてほしい」と頼んだところ、「会えない」とのこと。非常に残念だが、その事情を聞いて納得した。

「日記」は公開を前提としていない

日記とは、個人が日常で体験したことを記録する私的かつ非公式なものである。毎日とはいっても、事情によってはその日に記録しないで数日後まとめて作成することもある。公式記録である日誌とは似て異なる。日記には、私的な秘密や本音が赤裸々に表現される。

朴氏の日記を読む上でとても参考になるのは、『高見順日記』（第二巻の上　勁草出版　一九六六）である。陸軍宣伝班員として徴用された高見順氏が、一九四二年一月頃から始まった日本軍のビルマ侵攻作戦中に書いた日記であり、時期や場所な

どが朴氏の日記と多く共通するからである。高見氏は、一年ほど日本軍政下のラングーンで、新聞、雑誌の編集、発行、ビルマ文学作品や映画の検閲などに関わっており、日本軍のアジア侵略を「東亜の解放」をめざすものとして正当化し、それを出版物や催し物を通して占領地の人々に宣伝をするという報道班の本来の任務を果たしたといえる。

彼は戦後その日記を公刊した。彼は公刊するにあたって複雑な心境を吐露している。

「この日記の中で非礼にわたる言辞のあることは深くその諸国民に詫びたい」（第一巻序）

「いわゆる戦争協力の証拠をさし出すようなもので、こっそり捨て去ったほうが利口なのにと思う人があるかもしれないが、これが当時のいつわらざる私の姿なのだから、そのままそっくり公開することにする」（第二巻上序）

この公開の心境からわかることは、元々日記とは公開を前提にして書いているものではないということである。

日記の様式

この日記の様式について確認してみる。毎日の日記の書き出しは以下の形である。

「昭和十八年五月二十二日（旧四月十九日）、曇夜雨、二十一、二十三」

元号、陽暦年月（陰暦）、天気、気温（摂氏最低、最高）の順で記入されている。元号は元々中国から発し東アジアに広がったものであるが、現在も使っている国は日本と北朝鮮だけである。日付については当時も太陽暦を主に使用していたが、

太陰暦（旧暦）も併記している。

原文は漢字とハングル混じりが基本で、ところどころ日本語のカタカナが混ざっている。それをソウル大学の安秉直名誉教授がハングルに訳し、出版されたのが今回の本である。原文に書かれている日本語の長音、濁音などの区別が間違っていたりするのが気になったが、まるで私の日本語のようで、とても親しみを感じた。

日本語と韓国語の翻訳には言葉以上に難点がある。例えば「一里」は日本では約四キロ、韓国では約〇・四キロであり、朴氏本人も時々混同している。

「宿舎は海岸からわずか数十歩しかない所で、シンガポール市街とは二里くらいの距離がある所にある」（昭和十九年十一月八日）

これは日本式の八キロではなく、韓国式の〇・八キロと考えたほうが適切だろう。

「昭南島の付近の漁場を見物に行こうというので、約二十余里にもなる海岸の漁場まで見物して帰った」

この場合も、日本式だと八十キロになってしまうので、韓国式の八キロが適切である。

「インド・ビルマ国境を越え皇軍はインパール要地がわずか一里しかない所まで進撃したそうだ」（昭和十八年四月十六日）

これは韓国式の〇・四キロか日本式の四キロかは判断しにくい。このような場合、実際に地図上で確認する必要もあった。

また「遊ぶ」という言葉は、韓国では休息、遊びなど幅広く使われる言葉である。それだけに非常に汎用性が高く、日本語とぴったりではない部分もある。例えば、「慰安所で遊ぶ」という文脈だと、別の意味に誤解されやすい。

作者の朴氏は、韓国慶尚南道進永生まれで、代書屋、売春業をやっていた。では、作者はなぜこの日記を書いたのだろうか。そしてなぜこの日記が残されたのだろうか。公開されるべきではない私事のものなのか、あるいは仕事、帳場の業務日記のようなものであろうか、それとも両方を兼ねているものなのだろうか……その興味は尽きない。

〝忠良なる臣民〟

一九四三（昭和十八）年一月一日の日記を引用する。

「紀元二千六百三年　昭和十八年一月一日　金曜日　晴天　十九、二十一
大東亜聖戦の中、二回目の新春を迎え、一億民草は俯伏し、慎んで聖壽の無疆あらせられんことと、皇室の彌榮あらせられんことを奉祝いたすところである。私は遠く故郷を離れ、ビルマ・アキャブ市の慰安所の勘八倶楽部で起床し、東方宮城に向かい遙拝し、故郷の父母、兄弟、妻子を思い、幸福を祈った。東の空の日の光も意があるごとく照らし、皇軍の武運長久と国家隆昌あらんことを祝福してくれる。どうか、今年一年も無事、幸運に過ごせますように、妻の兄弟と○桓君は慰安婦を連れて聯隊本部、その他三、四か所に新年のあいさつのために行って来た。前線の陣中の元日もほぼすぎて夜になると今年の幸運を夢に見て、何日か寝られずつらかったために、深く寝入った」

日記は個人の生活記録であり、彼の性格や人格、教養などが見えてくる。日記は公開しようとしたのか、されてもよい、あるいは何時かは公開されるかもしれないということを考えたのだろうか。少なくとも三十年以上日記を書いているのは習慣であり、日常的なことであり、それほど読者を意識したものではないかも

知れない。

しかし彼はなぜ戦争や軍、慰安婦たちに関して最小限に触れているのだろうか。二人の慰安婦遭難というのは戦争のことであろう。二人の妻へ送金などを書き留めながら、なぜ軍のことについては書いていないのだろうか。

「四月二十九日　(旧　四月六日)　土曜日　晴天

聖戦下における第三回の天長節におわした。天皇陛下におかれては第四十四回の御誕辰をお迎えになられました。我ら民草はひとえに聖壽の無窮あらせられんことを奉祝申し上げます。特別市庁前の広場において、拝賀式が挙行された。今日は天長節の慶祝日であるので、軍人の外出が多く、倶楽部の収入が二千四百五十余円という開業以来最高記録であった。夜一時少し過ぎ、帳場の仕事を終え寝た」

朴氏は、「忠実なる臣民」として日記を書いている。

上記の文では「大東亜聖戦」「聖壽の無疆」「皇室の彌榮」「皇軍の武運長久と国家隆昌」と書かれている。これは当時の朝鮮人の国家観を表しているのではないだろうか。日本帝国が打ち出した「聖戦」「皇軍」という認識が当時多くの韓国人に染み付いていて、「帝国臣民」としての意識を持っていたのであろう。

「帳場人」としての生活

彼はどんな生活をしていたのか見てみよう。本人は一時期(一九四三年六月一日～九月三十日)を除いて帳場の仕事を貫いた「帳場人」であった。金勘定をして帳簿に書き付ける仕事であり、慰安所の「管理人」とも言える。慰安所経営に関する情報が出ているが、帳場の仕事は午後二時から午前一時くらい。しかし帳場の内容については触れていない。日記に描かれている仕事の内容は以下の通りである。

朝起きてご飯の後にボーイを連れて市場に行って買い物をして来る。収支計算書の作成、常会参加、帳簿整理、倶楽部組合の事務所で防空当番、稼安婦貯金、配給、警防隊、記念祝賀行事、軍政監部に入国許可書、横浜正金銀行、南方開発銀行、華南銀行、野戦郵便局などで送金。慰安婦の就業許可願を提出、乗用車の車体検査、職工たちに賃金支払い、米穀類の配給……などなど。

また新聞を定期購読し世界情勢をよく把握していたようだ。

「新聞代金五月分二円五十銭を支払った」（昭和十八年五月二十九日）

また、高級なスーツ、靴、時計、自動車などを買い、映画鑑賞を楽しむなど優雅な生活をしていたようである。

「洋服地九ヤードを七十円で買って」（昭和十八年三月二日）
「平沼洋服店に行き洋服の仮ぬい」（昭和十八年四月十二日）

「洋服四セット（上下）ほど代金三五五円で注文」（昭和十八年十月三十一日）
「印度人の羅紗店に衣服地を三百五十余円分買い」（昭和十八年十二月十三日）
「某支那人から代金七百五十円という腕時計を買い受ける約束をした」（昭和十九年六月二十日）
「印度人の理髪行商者を呼び散髪」（昭和十八年二月十九日）
「大世界遊芸場の拳闘見物」（昭和十九年三月十八日）
「自動車を一台買って乗って帰ってきた」（昭和十八年八月九日）
「金川氏の案内でビルマ第一である釈迦像を見物し。この臥仏像は長さ百八十余尺、高さ五十余尺というが、本当に驚くべきものだった」（昭和十八年一月二十六日）

しかし彼は特別な人ではなく、その時代を真面目に生きていたのである。一日も欠かさず日記を書く几帳面な人だと感じる。

釜山と大邱に妻が二人いた。実家だけでなくそれぞれの妻に通信（電報、手紙な

ど）や送金などをして、両方の家を養っていた。

「釜山の妻の父上の所に電報」（昭和十八年七月六日）
「大邱の側妻に昨年送金し二千（円）」（昭和十八年十二月六日）
「五百円を送金」（昭和十八年五月四日）
「六百円」（昭和十八年六月十四日）

そんな生活をしていた彼がどんな身分だったのかというと、あくまでも帳場人として管理、組織など営む慰安所管理人であって、軍人や軍属ではなかったようである。それどころか彼は軍属に警戒心を感じており、軍属との区別意識は常に持っていたようだ。

「軍属達と一緒に食べてきたが、明日からは食べることができなくなった」（昭和十九年一月十二日）

「大石、豊川、三田、大山らと菊水料理に夕食を食べにいったが、軍人、軍属の外には出入り禁止だというので支那街に出て夕食を兼ねて料理を食べた」（昭和十八年四月二十三日）

というように、慰安所経営者たちと軍属を区分していることが十分わかる。この記述から、慰安婦も軍属ではなかったのは確かである。

彼の仕事の慰安業は軍務ではなかったが、軍との関係は密接であった。考察するに、軍と慰安所とは指定関係あるいは得意関係だったではなかろうか。あるいは占領地における軍政下での統制管理だったのではないだろうか。

また、日記には多くの日本名の人物が登場するが、そのほとんどが朝鮮人の日本名である。

〝望郷〟の念

彼は祖国を離れており、〝望郷〟の念も日記に描かれている。

「朝鮮は今最も寒い時なのに、ここは中秋の気候位である」（昭和十八年一月二日）

「此処の気候は、明け方はとても涼しいのに、昼にはたいへん暑く、ちょっとだけ歩いても汗がだらだらとながれる。朝鮮も今は、すごい寒さは去っていっていることだろう。わずか二十日余りで桜が満開になる、良い時節が近づくのだ。この良き朝鮮の春季も万里の異域から思うだけで過ごすことになる」（昭和十八年二月十三日）

「今日の夜は旧十五夜の満月が蒼空を明るく照らしていた。朝鮮の十月の十五夜の月といえば、一年中でも一番良い時期の月であり、大空も雲ひとつなく晴れる。いつこの月を故郷の空で見るだろうか」（昭和十八年十一月十二日）

「最近は気候が大変さわやかで、まるで朝鮮の秋涼時節の様だ。さらに、夜間は門を閉め、掛け布団をかけなければ、肌寒い空気が加わるほどである」（昭和十八年二月二十四日）

この日記の公開されている部分は、「ビルマのアキャブ、インド国境に近いところで新年を迎えた」という記述から始まっている。

ビルマ西部の都市アキャブ（現シットウェー）は太平洋戦争時、日本軍の重要拠点であった。一九四二年末頃から一九四三年四月までの約四か月間イギリス陸軍とインド軍を相手に展開された第一次アキャブ作戦では、第五十五師団が多大な戦果を挙げた。

日記では、ビルマの状況についてこう書いている。

「大東亜戦争勃発から二年過ぎ、イギリス植民地であったビルマとシンガポールを日本が陥落、侵入していく最前戦線、ビルマ方面からはインドの

国境から英印軍の反攻を粉砕しアキャブ奪回の企図を完封し、その後執拗に盲撃してくる英空軍を迎撃し、八月にはビルマ、十月にはフィリピンの独立が厳かに宣言され、また自由インド仮政府の樹立したことにおいて、アジアの解放の聖業が、皇軍の戦果と併行して…」（昭和十八年十二月三十一日）

当時、日本軍はどういう状況にあったかは書いていない。

兵站と慰安所

軍との関係を表すのが移動の時である。連隊の移動に伴って慰安所が移動したのか、それとも軍の命令によって移動したのかは定かではない。

「マンダレーの慰安所が部隊の移動に従ってプロメーに移り、営業しているという」（一月二十九日）

「五十五師団の部隊長が来てからマンダレーの近くのイェウーという所に金川氏の慰安所を移転せよとの命令があって、行こうというのだが、慰安婦一同は絶対反対といって行かないといった」（昭和十八年三月十日）

「しかし司令部命令には勝てず、慰安所をイェウーへ移すことになった」（昭和十八年三月十四日）

「そして師団連絡所からイェウー方面への移動を当分の間、中止すると金川氏に言われた」（昭和十八年三月十六日）

「アキャブの慰安所が連隊の移動と同時に移動し、タウンギで経営した」

「慰安所の女子たちは部隊と一緒に一、二か月後には移動するようであった」（昭和十八年六月二十八日）

という記述もある。つまり慰安所は軍の所属ではなかったようである。

ここに登場する慰安所経営者の「金川氏」も朝鮮人である。韓国で刊行された安教授訳の原書には、「朝鮮人慰安所経営者のリスト」が掲載されている。

朴氏は軍人や軍属ではなかったので「部隊の自動車」などで移動することはなかったが、軍用に便乗することが多かったようだ。

「四、五日間は一般列車の運転はなく、軍用臨時列車だけしかないので、停車司令部で便乗券をもとめて乗った」（昭和十八年九月五日）

「モバリンから十五時五十分発の臨時軍用列車に便乗しマルタバンに向かった。マルタバンに着いたのは夜二時頃だという」（昭和十八年九月十一日）

「衛生部長（ビルマ人）の自動車に便乗」（昭和十八年一月二十二日）

「タボイの兵站の宿舎で起き、朝ご飯を食べ、兵站の自動車で日通自動車部まで行って」（昭和十八年九月十四日）

「藤岡氏と碇泊場司令部に行き便乗の請求をした。乗船はこのたびは今日

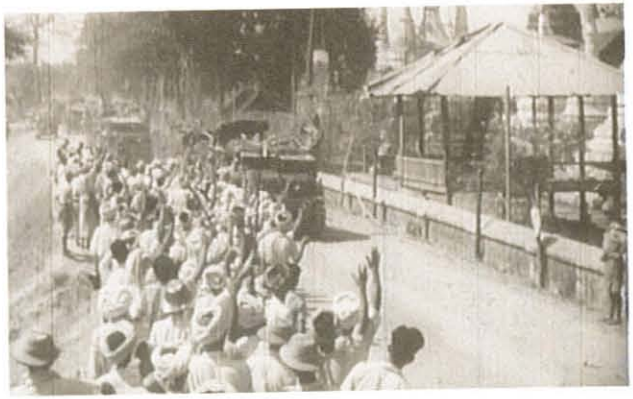

記録映像「ビルマ戦記」より

の夕方ということなので、兵站に帰り一行を連れて」（昭和十八年九月十九日）

「停車司令部に行き便乗券をもらい、二十二時四十分発の軍用列車に乗りぎスンポンを出発して昭南に向かった。もう難コースはみな通り過ぎたようである。列車は客車ではなく貨物車に一人乗った」（昭和十八年九月二十七日）

朴氏が移動する際には、通常、鉄道、船舶、自動車や馬車、一般交通手段を利用していた。「軍用車に便乗」したということは、軍人でないということである。

また、軍人ではないため移動中などに泊まる

宿所も、民間施設によらざるを得なかった。食事も友人知人の家ですませていた。

「ビルマ国タンガップの火村小隊の車に火村小隊長少尉らと七人で乗って、午前十一時にタンガップを出発し」（昭和十八年一月二十一日）

「途中二か所の大きな河を渡って八時頃マグイに到着した。マグイの兵站を訪ねて行き、宿泊を要請し、夕食を食べ、沐浴後寝た。兵站はどこでも親切にしてくれ本当に感謝を感じた」（昭和十八年九月十五日）

夜遅く着いて兵站部で寝たことがある。

「到着したのは夜二十一時頃である。警備隊の兵站部を訪ねて行き、一行の荷物を全部おろして、食事をして同宿舎で寝た」（昭和十八年九月十二日）

「停泊場司令部に行き、乗って来た船の食費を支払った」（昭和十八年九月十六日）

シンガポール・カトンの宿舎に軍属四名と一緒に宿泊したこともある。

「その宿舎は海岸からわずか数十歩しかない所で、シンガポール市街とは二里くらい距離がある所にある」（昭和十九年十一月八日）

この宿舎は軍施設ではないだろう。というのも、さらに日記の記述を確認する。

「ラングーン会館の大山虎一氏の所に留宿した」（昭和十八年一月二十三日）

「三月末頃ペグーに故郷の友人金川氏がいるという知らせを聞き、金川氏の所に行き、そこで一か月くらいいた。それからは、ほかの人に面倒ばかりかける身になった」

「新井、山本宅でご飯を自分で作り食べて寝た」（昭和十八年五月二十一日）

このように、軍施設を利用した形跡がない。さらに、

「新井、中宗両氏とインセンの村山氏宅に行って夕食を食べ泊まった。一定した寝食をする所がなく相変わらず知っている家に行って世話になるだけで、面目この上ない」（昭和十八年五月十九日）

以上の記述から、彼は軍人や軍属ではなく、軍との協力関係にあった立場と思われる。

慰安所の実際

日本には十九世紀末、「からゆきさん」と呼ばれる主に東アジア、東南アジア方面への性産業輸出ビジネスがあったが、例えばシンガポールには日本人と中国人による代表的な赤線地域が形成されていたのは周知の通りである。しかしこの日記では、その件については触れられていない。

アキャブ方面には朝鮮人経営者以外の慰安所、例えば日本人や現地人が経営する「地方人慰安所」（昭和十八年六月十九日）もあったようで、そこにも朝鮮人慰安婦六、七十名が入ったという（昭和十八年七月二十三日）。

朝鮮人たちは、日本帝国臣民の立場では初めてビジネスとして海外に進出したのであろう。何人かの朝鮮人が、インドネシア、マレーシア、タイ、東ティモールなどに広くネットワークを持ち、慰安所経営以外にも料理店、食堂、餅屋、製菓所、豆腐屋、製油工場など、多角的に経営していたことがこの日記でわかる。

慰安所のイメージとして、まず軍施設としてのキャンプやテントを想像する人が多いだろう。しかし、実は慰安所の建物は、ほとんどが民間の住宅であったと思われる。そして色街のように隔離はされていなかったようだ。

「家屋と工場を保証金に千円、毎月五百円で貸し借りした」（昭和十八年四月一日）

「ビルマ・アキャブ市の慰安所の勘八倶楽部は山本氏のお宅であったという。ラングーン市外のインセンで村山氏が経営した慰安所の一富士楼は村山氏宅であるという」（昭和十八年七月二十日）

「シンガポール菊水クラブは市街の住宅街の中のケンヒールロード八八号にある西原氏の家だという」（昭和十九年一月二十九日）

そして、これらの慰安所は売買、譲渡、借り貸しが出来た。

「村山氏夫妻がやはり必ず、慰安所を引き受けて経営してくれというので、きっぱりとそのようにすることに決定し」（昭和十八年八月十五日）

「一富士楼が兵站管理になり、村山氏と新井氏は兵站司令部に行った。インセンの慰安所二か所が兵站管理に移行した後、慰安婦の検徴も兵站の軍医がする。プロムロートの陳瑞信の家に行き家屋工場を毎月五百円で賃貸借契約を結び保証金に金千円を支払った。大山氏と菊水料理店がどこにあ

るかさがしてみて、大山氏の家に帰り夕食をたべ、宿舎に戻って寝た。今日から大山氏と食堂と製油工場を共同で経営する約束をし、事業準備を進めることに決定した。村山氏が言うには先日約束した一富士楼慰安所を九月一日に引き渡さず、九月まで自分が経営して、十月初めに引き渡すということに対し、そのようなことはだめだというと、他の人に処分するというのでそうしなさいと承諾した」（昭和十八年八月二十四日）

「清川商事の金川氏は新興洋行を引受け継続経営する」（昭和十九年四月十三日）

売買の状況がキャッチできる。

また航空隊所属の慰安所二個所が兵站管理に移譲されたという。「航空隊所属」「兵站管理に移譲」というのは何を意味するのか。所属変更か管理の変更か。慰安所二個所は指定されたことを意味するだろうか。すでに兵站の管理になっていた一富士楼も譲渡が出来たのはどうしてだろうか。兵站（軍）の管理と慰安所の譲渡とは矛盾している。「管理」とは衛生管理を意味するのであろうか。

※地名は当時のもの（括弧内は現在の地名）

慰安婦の実際

慰安婦の行政的な扱いは、

「酌婦許可書」（昭和十九年六月十六日）
「酌婦宋〇玉の診断書」（昭和十九年六月二十八日）
「酌婦日記帳」（昭和十九年十二月十四日）

などと記されているように、「酌婦」として手続きが取られたようである。実際には、営稼婦あるいは稼業婦、酌婦などと呼ばれていたようだ。また、慰安業は行政的用語では以下の例のように「稼業」であったようである。

「特別市の警務部保安科の営業係に、稼業婦就業許可手続きをする」（昭和

十八年五月八日）

「倶楽部の稼業婦として手続きをしてあげる」（昭和十九年六月九日）

慰安業を辞めることは簡単ではなかったようである。

「村山氏の慰安所で慰安婦をしていたが結婚生活をするため出た春代、弘子は、このたび兵站の命令で再び慰安婦として金泉館にいることになったのである」（昭和十八年七月二十九日）

しかし、慰安婦は手続きによって廃業、休業は可能だったようだ。

「慰安婦の順子とお染の二名が廃業した」（昭和十九年三月三日）

「慰安稼業婦の許○祥（玉江）は目下妊娠七か月であるので、休業届を提出した」（昭和十九年七月四日）

シンガポールでは、慰安婦の「廃業」「休業」「帰国」などが多いが、ビルマでは少なかった。慰安婦は定期的な検診を受けることが出来、性病にかかった場合は入院させたり、妊娠出産に対しても手厚い対応がされた。

「桜倶楽部の慰安婦、○子は腹部がとても痛み、午後、開腹手術をするのだという。妊娠七か月で、胎動異常があり、鈴木病院に入院したが流産だったと車で帰ってきた」（昭和十八年七月十七日）

軍人の慰安所出入りも統制されたようである。

「倶楽部の酌婦菊枝の所に来たが、憲兵に発覚」（昭和十九年九月九日）

慰安婦の給料はそれぞれ個人単位で貯金していたとの記述がある。

「正金銀行に行って、村山氏の慰安所の慰安婦二人の貯金をし」（昭和十九年四月十四日）

「稼業婦貯金」（昭和十九年六月十六日）

「横浜正金銀行ラングーン支店で三万二千円を貯金した」（昭和十八年一月二十五日）

「慰安婦に頼まれ送金六百円を本人の貯金から引き出して、中央郵便局から送った」（昭和十九年十月二十七日）

慰安業とは、精神的な慰安、会社の慰安旅行のようなものであろうか。慰安とは、戦場に出る軍人に慰労、慰安するという意味であろうか。あるいは性的快楽提供の売春業であろうか。それらはどう違うのか。

事典には「慰安所とは軍人や軍属のために設置あるいは指定した売春宿」とある。この地域でも基本的には、慰安所とは売春宿であった。日本や朝鮮と同様に券番という売春業組合「慰安所組合会」があり、慰安所組合会議は定期的に行われた、つまり朝鮮での妓生組合の組織が、当地においても存在したということである。やはり軍人扱いではない。

「慰安所組合会の組合費として経営者三十円、慰安婦十六人、一人当たり二円、合わせて六十二円を払った」（昭和十八年八月十日）

売春業は、あくまでも商業であった。軍人が主な客であり、軍関係者を接待することもあった。

「一月二日今日は近頃では一番お客が少なかった。兵丁券が十四枚しか売れなかった」（昭和十八年一月七日）

「新井氏と村山氏、金川氏と軍司令部の副官部の山添准尉の宿舎に行き山添氏を一富士楼に連れて来て遊ばせた」（昭和十八年九月八日）

「今日は近頃では一番客が少なかった。営業できず遊んですごすのだから慰安婦たちも退屈でたまらなく、主人側も外出もできないので身もだえしてしまう」（昭和十八年七月三十一日―八月四日）

「最近は慰安所の来客が少なく収入も非常に減少した」（昭和十八年八月十一日）

「最近伝染病の発生の関係で軍人の外出がない」（昭和十八年八月十七日）

「今日は天長節の慶祝日であるので、軍人の外出が多く、倶楽部の収入が二千四百五十余円という開業以来最高記録であった」（昭和十九年四月二十九日）

「軍人の外出」とは軍務から離れ、部隊の中から外へ出るということを意味する。それが慰安所の景気を左右したのである。

軍政下の慰安所

朴氏がいたビルマ、シンガポールは日本の占領地であった。占領地においては軍政が行われていた。慰安婦の移動や衛生などは軍政によって統制、管理されたが、これで慰安所が軍によって管理されたとは言えない。

「営業を廃止し一切の外出まで禁止して皆家の中にいた」（昭和十八年八月一日）

「印度人はペストであって、現在発病した患者も三～四名いて、部隊は外出禁止となる」（昭和十八年二月二十二日）

「今後一週間営業を中止し、外出はできないと憲兵が来て言った」（昭和十八年七月三十一日）

ということは普段は出入りが自由であったように思われる。

「慰安婦は軍政監部に入国許可書」（昭和十八年二月一日）

「慰安婦の検徴も兵站の軍医がする」（昭和十八年七月二十六日）

「慰安婦の診療所に行き、登録されていない二、三人の慰安婦の診察を受けさせた」（昭和十八年七月二十九日）

「特別市の保安科営業係の主任の坂口氏と撫子病院の吉岡先生が夜十時頃来て、営業状況及び洗浄場の調査をしていった」（昭和十九年七月三日）

兵站や酒保は物の供給販売もし、特別市保安科分室の旅行係に行って帰還旅行証明手続きをしたりしていた。

「職工、苦力に配給する白米を部隊の酒保で購入して、荷車に積み、カトンに寄り、東亜商会の事務所に帰った」（昭和十九年七月十五日）

「特別市保安科分室の旅行係に行き帰還旅行証明手続きを提出したが、不備点があってそのまま持って帰った」（昭和十九年七月二十日）

シンガポール特別市の保安課は、行政を担当した部署である。

「金本○愛とその妹○愛の二名の旅行証明がおり、南方運航会社に乗船申込をした」（昭和十九年八月七日）

「保安科営業係に行き、本倶楽部の慰安婦金○先の旅行証明手続きに必要な証明書を交付してもらって来た」（昭和十九年九月十一日）

「保安科分室の旅行証明係で、先般提出していたビルマ往復旅行証明と金○先金○愛両人の内地旅行証明ができていたので、すぐ行って受け取って来た」（昭和十九年九月二十七日）

「特別市保安科分室の旅行係に行き、ビルマのラングーン行きの旅行証明を取り消した。保安科の営業係で私の菊水の帳場の解雇届を提出した」（昭和十九年十月十日）

「特別市保安科分室から、旅行証明ができたので受け取りに来るようにとの通知がきたので、すぐに行って受け取って来た」（昭和十九年十一月二日）

「秀美の帰国旅行証明の申請書を提出した」（昭和十九年十一月六日）

「仲居の李〇鳳の旅行証明申請書を旅行証明係に提出した」（昭和十九年十一月八日）
「私は特別市財務科、同保安科分室の旅行証明係に寄って帰って来て」（昭和十九年十一月十四日）
「軍司令部の副官部の山添准尉の所に行って、アキャブで遭難事の報告がまだないので報告した」（昭和十八年五月二十日）
「軍司令部で慰安所経営者会議があった」（昭和十八年六月十五日）
「倶楽部の八月分の月報を組合事務所に提出した」（昭和十九年九月六日）
「兵站司令部には営業日報を提出し、サックを受け取った」（昭和十八年八月十二日　昭和十八年八月二十六日）。

これらの記述は、当時の軍政下の状況を表す貴重な資料である。

結論として

まず一読しての感想としては慰安所が軍の機関ではなく、戦時中の遊郭のようなものであると確信した。それについては『新潮45』（二〇一四年九月号）に書いた。

しかし本書の訳者である安秉直教授の感想は、私とは真逆であった。安教授曰く、旧日本軍が慰安所業者と慰安婦たちを軍属的地位において、彼等を日本軍の下部組織に編成し、勝手に戦線に引き連れて歩いたという事実がわかるとのことである。

それは韓国のメディアに広く大きく取り上げられていたが、あくまでも韓国での受け止めかたであった。つまり軍による強制動員の「決定的資料」だということで、私の意見とはほど遠いものであった。

私の関心は日韓関係の状況、特にある国の国益や政治関係に限ることではまったくない。かといって、私や読者が時宜的な状況とは全くかけ離れているとは言えな

い。それこそ関心の一つであることはもちろんである。しかしその表層だけではなく、深層に、そして真相に迫っていきたい。それが私の関心事であり、私のメッセージの発信したいところである。それが共感できるという意味では、時宜に便乗する形になっているかもしれない。

確かに慰安所と軍が密接な関係にあったのは事実だが、それだけで「軍が慰安所を管理、統制していた」と判断することはできない。この本を読み終えてから、『日本軍慰安所管理人の日記』という本の題名から「日本軍」を取り外したくなったのはなぜであろう。

第六章　朝鮮戦争と韓国社会の変化